

土地台帳の閲覧サービス終了について

令和8年3月31日をもちまして、窓口での土地台帳の閲覧サービスを終了いたします

諏訪市では、法務局からの登記情報に基づき、固定資産課税台帳の補助資料として土地台帳を整備し、窓口サービスの一環として閲覧を実施してまいりました。

しかしながら、

○昭和35年の土地台帳法の廃止に伴い、閲覧に供する法的根拠がなくなり、登記情報の閲覧は法務局の所管となっていること

○個人情報保護法の施行や住民基本台帳法の改正等を背景に、個人情報の保護・プライバシーへの配慮の必要性が高まっていること

○デジタル化に伴う管理形態の変化により、課税のために補助資料として土地台帳を作成・更新する必要が既になくなっています。また、現在の土地台帳と同様の台帳を作成する場合には相応の費用及び継続的な作業負担が生じること

○土地台帳の閲覧は、広く市民の行政サービスに供しているものではなく、一定の関係者の利用に偏っていること

以上の点等を鑑み、令和8年3月31日をもちまして土地台帳を作成しないこととしたため、窓口における土地台帳の閲覧サービスを終了いたします。

※なお、これまでの利用実績等を勘案し、令和9年3月31日までの暫定的な運用として、令和7年度の土地台帳を、これまでと同様1冊300円の手数料をいただき、資産税係の窓口にて閲覧に供することとします。

また、地方税法で規定する「固定資産課税台帳の閲覧」、「土地・家屋価格等の縦覧制度」については、従来どおりとします。

土地台帳の閲覧サービス終了によりご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いします。

今後、土地に関する登記情報を閲覧される場合について

(1) オンラインで取得する場合

登記情報提供サービス（外部サイト：<https://www1.touki.or.jp>）

(2) 法務局支局で取得する場合

長野地方法務局諏訪支局（外部サイト：

<https://houmukyoku.moj.go.jp/nagano/table/shikyokutou/all/suwa.html>

(問い合わせ)

〒392-8511 諏訪市高島一丁目22番30号

諏訪市役所 総務部 税務課 資産税係

電話：0266-52-4141 内線134、135、136 FAX：0266-57-0660

E-Mail：zeimu@city.suwa.lg.jp